

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

| 法令名 | 地すべり等防止法 | 根拠条項 | 資料番号 | 8 - 1 | 担当課 | 森林整備課 |
|---|----------|------|--------|----------|-------------------|-------|
| | | | 38 - 2 | 不利益処分の種類 | 地すべり防止区域内における監督処分 | |
| <p>地すべり等防止法</p> <p>〔 昭33.3.31 法30 最終改正 平5.3.31 号外法8 〕</p> <p>(強制徴収)</p> <p>第38条 第33条、第34条第1項、第35条第3項、及び第36条第1項の規定に基く負担金(以下単に「負担金」という。)を納付しない者があるときは、都道府県知事は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、都道府県知事は、主務省令で定めるところにより、延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金は、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内で定めなければならない。</p> <p>(兼用工作物の費用)</p> <p>第33条 都道府県知事の管理する地すべり防止施設が他の工作物の効用を兼ねるときは、当該地すべり防止施設の管理に要する費用の負担については、当該都道府県知事と当該他の工作物の管理者とが協議して定めるものとする。</p> <p>(原因者負担金)</p> <p>第34条 都道府県知事は、他の工事又は他の行為により自ら施行する必要を生じた地すべり防止工事の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。</p> <p>2 前項の場合において、他の工事が河川工事又は道路に関する工事であるときは、当該地すべり防止工事の費用については、河川法第68条又は道路法第59条第1項及び第3項の規定を適用する。</p> <p>(附帯工事に要する費用)</p> <p>第35条 都道府県知事の施行する地すべり防止工事により必要を生じた他の工事又はその施行する地すべり防止工事を施行するため必要を生じた他の工事に要する費用は、第18条第1項の許可に附した条件に特別の定がある場合及び第20条第2項の協議による場合を除き、その必要を生じた限度において、当該都道府県の統括する都道府県がその全部又は一部を負担するものとする。</p> <p>2 前項の場合において、他の工事が河川工事、道路に関する工事又は砂防工事であるときは、他の工事に要する費用については、河川法第67条、道路法第58条第1項又は砂防法第16条の規定を適用する。</p> <p>3 都道府県知事は、第1項の地すべり防止工事が他の工事又は他の行為のため必要となったものである場合においては、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部をその必要を生じた限度において、その原因となった工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。</p> <p>(受益者負担金)</p> <p>第36条 都道府県知事は、その施行する地すべり防止工事によつて著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。</p> | | | | | | |

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

| 法令名 | 地すべり等防止法 | 根拠条項 | 資料番号 | 8 - 2 | 担当課 | 森林整備課 |
|---|----------|------|--------|----------|-------------------|-------|
| | | | 38 - 2 | 不利益処分の種類 | 地すべり防止区域内における監督処分 | |
| 地すべり等防止法施行規則 〔 昭33.5.27 建・農省令1〕 〔 最終改正 昭45.5.1 建・農省令1 〕 (延滞金) 第12条 法第38条第2項(法第45条第1項において準用する場合を含む。)に規定する延滞金は、同条第1項(法第45条第1項において準用する場合を含む。)に規定する負担金の額につき年10.75パーセントの割合で、納期限の翌日からその負担金の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した額とする。 (強制徴収) 第38条 2 前項の場合においては、都道府県知事は、主務省令で定めるところにより、延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金は、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内で定めなければならない。 | | | | | | |